

(成績評価)

- 第19条 成績評価は、秀（90点～100点）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）、不可（59点以下）で表し、可以上（60点以上）を合格とする。
- 2 他大学等で修得した単位を本学が認定した場合は、原則として「認」と表示する。
 - 3 成績評価におけるGP（grade point）は以下のとおりとする。

評価	点数	GP
秀	100-90	4
優	89-80	3
良	79-70	2
可	69-60	1
不可	59-0	0

成績評価の対象外の場合（欠席、放棄）は、不可と同様に扱う。

(総合成績評価)

- 第19条の2 前条第3項のGPを用いて、履修科目のGPA（grade point average）を算出し、総合成績評価を行う。ただし「認」評価については、GPAの算出対象としない。
- 2 GPAは以下の計算式を用いて1単位当たりの平均値を算出する。
$$GPA = (\text{評価を受けた各授業科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和} / \text{評価を受けた授業科目の総単位数}$$
 - 3 GPA算出の対象科目は、卒業単位に算入される科目及びこれに準ずる科目とする。準ずる科目は、ディプロマ・ポリシーに基づき設定し、運用を行う。
 - 4 GPA算出の対象科目について、受講目的が達成されない等の理由から、各学期の定められた期間に履修の取り下げを申請することができる。なお、取り下げができない科目は卒業必修科目、学外実習及びサービスラーニング演習Ⅰ・Ⅱとする。
 - 5 GPAの通知は成績通知と同時にを行う。

(学業指導及び退学勧告)

- 第19条の3 前学期のGPAが1.0未満の者には、学業指導を行うとともに保護者にもその旨通知する。
- 2 2期連続してGPAが1.0未満の者には、学部長が退学勧告を行う。ただし、学生の特別の事情を考慮し、修学の意欲があると判断する場合はその限りではない。

(追試験)

- 第20条 追試験は、病気、事故又はその他やむをえない事由で定期試験を欠席した学生を対象とする試験である。
- 2 追試験を欠席した場合は、成績評価の対象としない。
 - 3 追試験の実施は1回のみとする。
 - 4 追試験の成績評価は、100点を最高とする。
 - 5 追試験を希望する学生は定められた期間に追試験願にその事実を証明する書類を添付し教務部に提出し、教務部長の承認を得なければならない。

(再試験)

- 第21条 再試験は、学部が別に定める科目について期間を設けて行う試験である。
- 2 再試験を欠席した場合は、成績評価の対象としない。
 - 3 再試験の実施は1回のみとする。